

東海市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第13号

東海市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東海市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年東海市規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例施行規則

本則中「障害等級」を「障がい等級」に改める。

第1条中「東海市心身障害者医療費の助成に関する条例」を「東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例」に改める。

第3条第1項第1号中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「知的障害者」を「知的障がい者」に、「障害者医療費受給者証交付申請書」を「障がい者医療費受給者証交付申請書」に改め、同項第2号中「精神障害者医療費受給者証交付申請書」を「精神障がい者医療費受給者証交付申請書」に改め、同条第2項第2号中「身体障害者に」を「身体障がい者に」に改め、同項第3号中「知的障害者に」を「知的障がい者に」に、「児童相談所長、知的障害者更生相談所長、精神保健福祉センター所長若しくは愛知県心身障害者コロニー中央病院長が発行する」を「児童相談所若しくは知的障がい者更生相談所が行った判定に係る」に改める。

第7条第2項中「心身障害者医療費請求書」を「心身障がい者医療費請求書」に改め、同項第1号中「精神障害入院者」を「精神障がい入院者」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。